

# 常 議 員 会

平成28年1月25日

---

# 1 月 常 議 員 会

---

1. 日 時 平成28年1月25日(月) 11:00
1. 場 所 横須賀商工会議所2階「特別会議室」
1. 議 題

## 【協 議 事 項】

1. 平成 28 年度事業計画・収支予算(素案)の件
2. 改正労働契約法に基づく規程改訂の件
3. マイナンバー制度に関連する規程等の新設・改訂の件
4. そ の 他

## 【報 告 事 項】

1. 三浦半島活性化に向けた地域連携への参画の件
  - ・ 三浦半島地域中小企業支援ネットワーク
  - ・ (仮称)三浦半島地域活性化協議会
2. “新生・横須賀実践フォーラム”成果報告会開催の件
3. 健康食堂認定事業の件
4. 小規模企業向け伴走型支援プログラムの件
5. 10年カレンダーを使用した事業承継等支援事業の件
6. そ の 他

## 【講 話】

「社会保障と税の一体改革について」

財務省関東財務局横須賀出張所 所長 小川 良樹 氏

## <今後の会議予定>

- 3月29日(火) 15:00 「常 議 員 会」  
16:00 「通常議員総会」  
17:00 「議員懇談会」



# 横須賀商工会議所

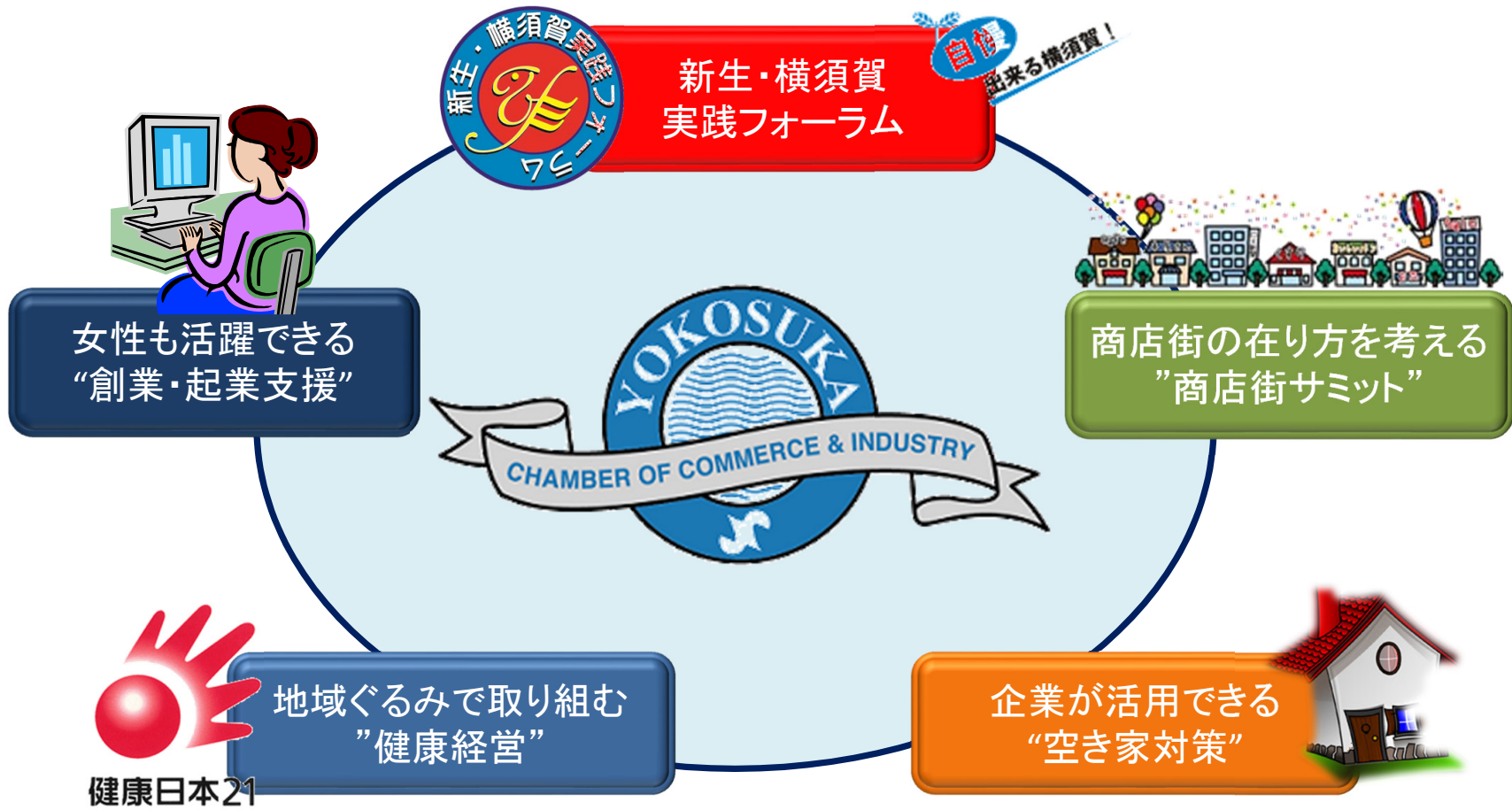
## 平成28年度 事業計画(素案)

～5本の柱+aで地域を元気～

平成28年1月25日



# 地域を盛り上げる“5本の柱”



# 新生・横須賀実践フォーラム ステージ2

実行委員会・  
MT



実行委員会



女子MT



中学生MT



高校生MT

戦艦陸奥里帰り記念！  
「軍艦ぐるめコンテスト」

自慢

出来る横須賀！

女子プロデュース部

地産地消サロン

女性が起業するための  
創業スクール

働き

甲斐がある横須賀！

地域と企業の“交流の輪”

よこすかモノづくり情熱人

横須賀マリンFCとの連携

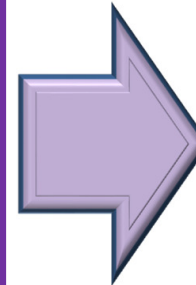
夢が

持てる横須賀！

キッズコンサート  
&ミュージカルレッスン

2/17

オープンミーティング  
成果報告会



よこすかの実現  
市民が誇りを持てる

# 女性も活躍できる“創業・起業支援”

## 創業支援プロジェクト2016

### 起業モチベーション喚起

- 意欲はあるものの、具体的なノウハウや環境のない女性
- 自由なライフスタイルに合わせた起業
- 自分のアイデアを具体化しての起業
- 主婦グループ等による起業
- テレワーク等、時間の確保が困難な女性、子育て主婦の時間を有効活用した起業
- ネットショップ開業による起業 など

意欲喚起

ヒアリング

セミナー／個別

計画策定

資金調達

開業準備

開業

プロモーション

フォローアップ

### 支援連携

日本政策金融公庫、神奈川県信用保証協会、地域金融機関、専門家、神奈川県、横須賀市他

# 商店街の在り方を考える”商店街サミット”

現状分析

今、どう考えているのか?

課題抽出

何がネックなのか?

将来像

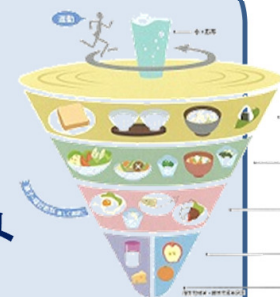
どうありたいか?あるべきか?

市民に問う

“よこすか商店街サミット”開催

# 地域ぐるみで取り組む”健康経営”

- 経営者から、従業員へ”楽しく”広げる
- “健康力”と”経営力”との関連性分析
- 地域全体が”健康社会”を目指す取り組み
- 地域もサポートする仕組み



ICT  
端末の  
活用

健康  
データの  
見える化

ポイント化  
(平準化)



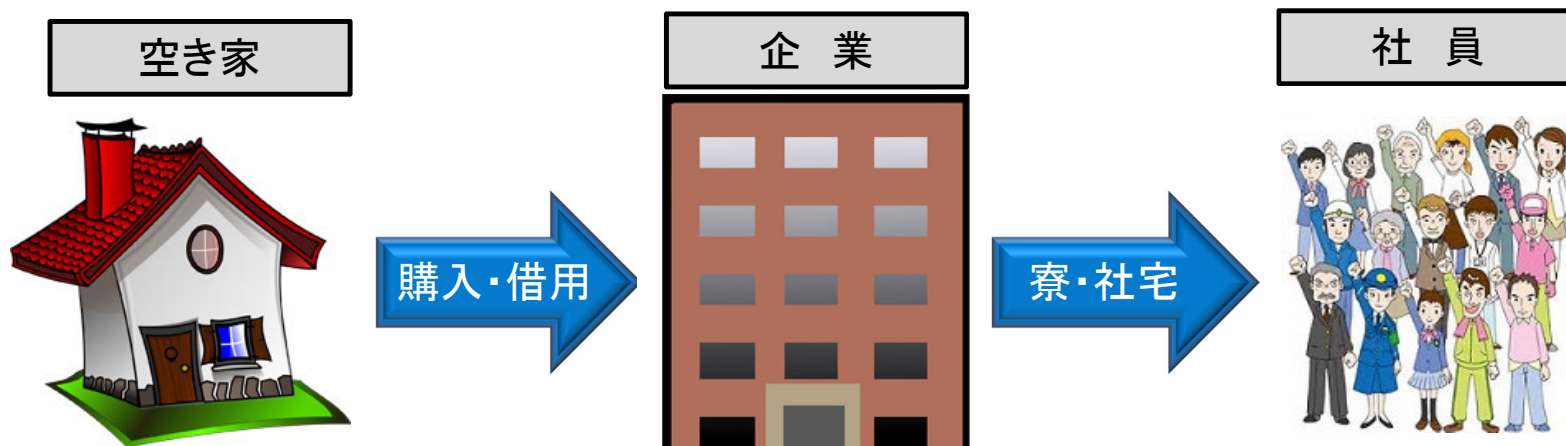
割引サービス

“健康食堂”認定

ストレスバンク

# 企業が活用できる“空き家対策”

- 空き家の効率的循環の流れ
- 企業活動における有効活用
- 従業員福利厚生充実
- 行政との連携による円滑的運用(助成金制度等)



# 経営発達5カ年支援計画

## 小規模企業への経営発達支援計画のポイント

- 商工会議所の体質改善
- “点”の支援から、伴走型による“線”の支援へ
- “面”としての総合的な改善発達支援
- 経営課題の“総合病院”としての拠点化

## 経営発達支援計画で求められる6つの事業

①市場調査

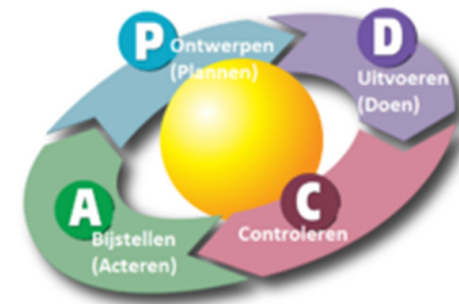
②経営分析

③計画策定

④販路開拓

⑤支援力向上

⑥効果・検証



総務渉外課  
平成28年度事業計画

“組織・財政・地域基盤のより一層の強化”

- 会員の満足度向上に活かす調査事業の実施
- 効率的な会員増強キャンペーンの展開
- 防衛諸機関・米海軍基地等、関係各機関との連携強化
- 地域の声を活かした要望活動の展開
- 議員選挙・選任の円滑な運営

## 産業・地域活性課 平成28年度事業計画

“企業が潤う”ために「経営者の思い」をカタチに！

- 女性を含めた創業・起業の環境づくりと“自産自育”支援
- “商店街サミット”を核に次世代商店街を共に考える
- 売上拡大、経営改善に繋がる体系的な伴走型支援
- 福利厚生制度拡充による企業の総合保障の充実化
- “10年カレンダー”活用による事業継続支援

情報企画課  
平成28年度事業計画

“市民をも巻き込んだ事業企画と情報の発信”

- 市民参加のMTを核とした  
“新生・横須賀実践フォーラム”ステージ2の展開
- 企業存続の根幹をなす“健康経営”を地域全体でサポート
- ライフスタイルに合わせた新しい働き方の提案  
(テレワーク事業等)
- 地域をブランド化する地域産品のプロモーション
- 会議所サービスの利用拡大に向けた地域メディアとの連携

## 平成28年度 収支予算(素案)の件

## 平成28年度 収支予算総括表

自 平成28年4月 1日  
至 平成29年3月31日

(単位:千円)

	会 計 別	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (▲)	備 考
事業会計	一 般 会 計	370,132	885,923	▲ 515,791	繰越金を含む
	特定退職金共済制度 特 別 会 計	389,709	467,759	▲ 78,050	繰越金を含む
積立金会計	退職給与引当金 特 別 会 計	56,005	53,016	2,989	繰越金・繰入金を 含む
	建 物 関 係 特 別 会 計	168,300	147,243	21,057	繰越金・繰入金を 含む
	別途積立金会計	76,000	65,000	11,000	繰越金
	合 計	1,060,146	1,618,941	▲ 558,795	
	各会計間の重複を 除いた合計	1,032,146	1,590,941	▲ 558,795	

## 平成28年度 一般会計収支予算書

【収入の部】①

(単位:千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (▲)	備 考
款	項				
1 会 費		<b>75,744</b>	<b>75,240</b>	<b>504</b>	
	1 会 費	75,384	75,006	378	20,940口×3,600円
	2 過年度会費	360	234	126	100口×3,600円
2 負 担 金		<b>4,455</b>	<b>4,104</b>	<b>351</b>	特定商工業者負担金
	1 負 担 金	4,275	4,044	231	2,850人×1,500円
	2 過年度負担金	180	60	120	120人×1,500円
3 交 付 金		<b>92,172</b>	<b>609,478</b>	<b>▲ 517,306</b>	
	1 県 補 助 金	65,774	65,774	0	
	2 市 補 助 金	14,800	14,800	0	
	3 県 連 補 助 金	8,068	8,144	▲ 76	地域連携推進事業等
	4 キャリアアップ <sup>o</sup> 助成金	0	634	▲ 634	予算確定次第 (補正対応)
	5 業務受託収入	2,255	510,151	▲ 507,896	
	6 事業負担金	1,275	9,975	▲ 8,700	市よりカップリング事業負担金等

平成28年度 一般会計収支予算書

【収入の部】②

(単位:千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (▲)	備 考
款	項				
<b>4 事業収入</b>		<b>154,725</b>	<b>156,275</b>	<b>▲ 1,550</b>	
	1 検 定 収 入	9,619	10,668	▲ 1,049	日商・東商・ネット検定
	2 手 数 料 収 入	18,100	18,336	▲ 236	ヨコスカイチバン等
	3 使 用 料 収 入	26,140	26,695	▲ 555	貸室収入等
	4 福 祉 事 業 収 入	41,932	43,386	▲ 1,454	労働保険 12,570 生命共済 9,992 県民共済 5,850 アクサ生命 5,000 業務災害 4,000 集団扱保険 1,400 福祉共済 1,000 個人年金 774 汚染負荷 408 その他 938
				生命共済 (▲2,500)	
	5 受 講 料 収 入	48,000	48,808	▲ 808	パソコン講習会等
	6 そ の 他 事 業 収 入	10,934	8,382	2,552	おもてなし、会報広告料等
				おもてなしギフト 好調(3,500増)	

平成28年度 一般会計収支予算書

【収入の部】③

(単位:千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (▲)	備 考
款	項				
5	受託収入	9,936	9,936	0	
	1 団体事業受託収入	9,936	9,936	0	青申会・防衛協会・商連
6	議員特別寄付金	2,290	0	2,290	
	1 議員特別寄付金	2,290	0	2,290	改選期のみ
7	雑収入	810	890	▲ 80	
	1 雑収入	810	890	▲ 80	
8	繰越金	30,000	30,000	0	
	1 繰越金	30,000	30,000	0	前年度から繰越
合 計		370,132	885,923	▲ 515,791	

平成28年度 一般会計収支予算書

【支出の部】①

(単位:千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (▲)	備 考
款	項 目				
1	事業費	207,440	716,750	▲ 509,310	
	1 産業振興費	106,516	105,250	1,266	実践フォーラム・健康経営 (2,500増)
	1 事業推進費	62,333	63,409	▲ 1,076	部会、情報化推進等
	2 広報事業費	12,685	12,213	472	商工よこすか、集客促進事業等
	3 地域振興費	9,856	11,066	▲ 1,210	観光資源の開発、 <u>商店街サミット等</u>
	4 検定事業費	4,438	5,025	▲ 587	日商・東商・ネット検定
	5 会員サービス事業費	14,092	10,382	3,710	ヨコスカ仔バン、おもてなしギフト等
	6 共済事業費	212	222	▲ 10	小規模企業共済、火災共済
	7 調査研究費	2,310	2,343	▲ 33	資料整備、議員研究、職員研修等
	8 渉外事業費	490	490	0	姉妹都市、かもめ会等
	9 その他事業費	100	100	0	

おもてなしギフト  
(3,800増)

平成28年度 一般会計収支予算書

【支出の部】②

(単位:千円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (▲)	備 考
款	項	目				
1事業費	2経営支援 事業費		207,440	716,750	▲ 509,310	補助対象職員 変更による増減
			84,774	88,358	▲ 3,584	
		1 給 与 費	68,365	71,634	▲ 3,269	地域活性化事業費含(14人)
		( 俸 給 )	39,960	42,174	▲ 2,214	劳保、特退共振替含
		( 諸 給 )	11,975	12,162	▲ 187	
		( 賞 与 )	16,430	17,298	▲ 868	劳保、特退共振替含
		2 法定福利費	12,022	11,894	128	地域活性化事業費含(14人)
		3 指導事業費	4,387	4,830	▲ 443	金融・税務指導関連費等
	3小規模企業 専門指導費		1,124	1,124	0	
	1 事 業 費	1,124	1,124	0	専門相談員謝金	
	4経営資源強化 支援事業費		2,187	1,687	500	
	1 創業相談事業費	1,037	1,037	0	体系的支援強化	
	2 創業支援事業費	1,000	0	1,000		
	3 ものづくりビジネス 基盤整備支援事業	0	500	▲ 500		
4 経営革新事業	150	150	0	業種組合情報交換会		

平成28年度 一般会計収支予算書

【支出の部】③

(単位:千円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (▲)	備 考
款	項	目				
1事業費	5法定台帳 関係費		207,440	716,750	▲ 509,310	
		1事業費	1,500	1,500	0	
		2事務費	1,070	1,070	0	印刷費、通信費等
			430	430	0	消耗品費等
	6会員福祉 事業関係費		2,632	2,765	▲ 133	
		1事業費	1,600	1,720	▲ 120	生命共済 1,746
		2事務費	1,032	1,045	▲ 13	個人年金 302 集団扱保険 247 その他 337
	7労働保険事務 組合関係費		5,982	5,445	537	
		1事業費	222	227	▲ 5	振替手数料等
		2事務費	5,760	5,218	542	給与費等

平成28年度 一般会計収支予算書

【支出の部】④

(単位:千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (▲)	備 考	
款	項 目					
1	事業費	207,440	716,750	▲ 509,310	3.交付金に同じ	
8	受託補助 事業費	2,725	510,621	▲ 507,896		
1	消費税円滑化 対策事業費	875	875	0		青色申告会
2	はつらつシニア 応援事業	1,850	1,331	519		横須賀市
3	横須賀スーパー プレミアム商品券	0	358,016	▲ 358,016		横須賀市
4	ふるさと テレワーク事業	0	5,600	▲ 5,600		総務省
5	地域ジョブ・ カードセンター事業	0	102,099	▲ 102,099		日本商工会議所
6	情報プラットフォーム 活用支援事業	0	34,220	▲ 34,220		〃
7	地域力活用∞ 全国展開P	0	3,950	▲ 3,950		〃
8	消費税転嫁 対策窓口相談	0	2,349	▲ 2,349		〃
9	小規模事業者 持続的発展支援	0	475	▲ 475		〃
10	経営発達支援 計画策定事業	0	444	▲ 444		横須賀市
11	基地関係 受注拡大事業	0	762	▲ 762		〃
12	横須賀おみやげ プロモーション支援	0	500	▲ 500	〃	

平成28年度 一般会計収支予算書

【支出の部】⑤

(単位:千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (▲)	備 考	
款	項 目					
2管理費	1 給 与 費		93,133	84,523	8,610	
		1 俸 給	47,447	45,841	1,606	8人分
		2 諸 給	30,240	29,384	856	
		3 賞 与	5,863	5,510	353	職務、調整、扶養、超勤、 住宅、通勤手当等
	2 福利厚生費		9,163	8,994	169	
		1 福利厚生費	9,163	8,994	169	社会保険料等
	3 旅 費		600	600	0	
		1 旅 費	600	600	0	出張旅費等
	4 事 務 費		16,135	14,333	1,802	
		1 通信運搬費	2,082	2,082	0	電話料、郵便料
		2 什器備品費	100	100	0	事務所内什器等
		3 消耗品費	3,353	3,383	▲ 30	事務機リース等
		4 印刷費	1,170	765	405	事業報告・決算書等
		5 電算機費	5,748	4,848	900	リース料、保守料等
		6 車両関係費	2,257	2,210	47	車両リース料等
		7 雑 費	1,425	945	480	
	5 会 議 費		1,200	1,190	10	
		1 会 議 費	1,200	1,190	10	議員総会、常議員会等
	6 交 際 費		1,400	1,370	30	
		1 交 際 費	1,400	1,370	30	慶弔費等
	7 公課分担金		12,188	12,195	▲ 7	
		1 公課分担金	12,188	12,195	▲ 7	関係団体会費、消費税等
8 議員選挙費		5,000	0	5,000		
	1 議員選挙費	5,000	0	5,000	改選事務経費	

平成28年度 一般会計収支予算書

【支出の部】⑥

(単位:千円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (▲)	備 考
款	項	目				
3会館費	1維持費		16,594	17,018	▲ 424	
		1維持費	14,268	14,728	▲ 460	
		1維持費	14,268	14,728	▲ 460	清掃・管理等
	2営繕費		1,970	1,970	0	
		1営繕費	1,970	1,970	0	建物補修
	3保険料		356	320	36	
1保険料		356	320	36	建物・備品・傷害	
4繰入金	1退職給与引当金 特別会計繰入金		28,000	28,000	0	
		1退職給与引当金 特別会計繰入金	18,000	18,000	0	収支予算書後記
	2建物関係 特別会計繰入金		10,000	10,000	0	
		1建物関係 特別会計繰入金	10,000	10,000	0	収支予算書後記
5予備費	1予備費		24,965	39,632	▲ 14,667	
			24,965	39,632	▲ 14,667	
		1予備費	24,965	39,632	▲ 14,667	
合 計			370,132	885,923	▲ 515,791	

## 平成28年度 特定退職金共済制度特別会計収支予算書

### 【収入の部】

(単位:千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (▲)	備 考	
款	項					
1	共済事業 掛金収入	187,560	187,440	120		
	1	保 険 料	180,000	180,000	0	
	2	事 務 費 収 入	7,560	7,440	120	
2	企業年金契約 給付金受入	200,000	280,000	▲ 80,000		
	1	給 付 金 受 入	200,000	280,000	▲ 80,000	
3	繰 越 金	2,149	319	1,830		
	1	繰 越 金	2,149	319	1,830	前年度から繰越
合 計		389,709	467,759	▲ 78,050		

平成28年度 特定退職金共済制度特別会計収支予算書

【支出の部】

(単位：千円)

科	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (▲)	備 考
款	項				
1 事業費		220	240	▲ 20	
	1 振替手数料	90	90	0	
	2 振込手数料	80	100	▲ 20	
	3 勸奨事業費	50	50	0	加入者への還元事業等
2 共済事業金		200,000	280,000	▲ 80,000	
	1 退職金	200,000	280,000	▲ 80,000	
3 管理費		6,731	6,594	137	
	1 給与費	5,000	5,000	0	
	2 旅費交通費	10	10	0	
	3 通信費	150	110	40	
	4 消耗品費	100	3	97	
	5 会議費	50	50	0	
	6 CANシステム委託費	216	216	0	
	7 事務委託費	1,200	1,200	0	
	8 雑費	5	5	0	
4 支払保険料		180,000	180,000	0	
	1 共済事業積立金	180,000	180,000	0	
5 予備費		2,758	925	1,833	
	1 予備費	2,758	925	1,833	
合 計		389,709	467,759	▲ 78,050	

## 平成28年度 退職給与引当金特別会計収支予算書

### 【収入の部】

(単位:千円)

科 款	目 項	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (▲)	備 考
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	18,000	18,000	0	
		18,000	18,000	0	
2 雑 収 入	1 預 金 利 息	5	10	▲ 5	
		5	10	▲ 5	
3 繰 越 金	1 繰 越 金	38,000	35,006	2,994	
		38,000	35,006	2,994	前年度から繰越
合 計		56,005	53,016	2,989	

### 【支出の部】

(単位:千円)

科 款	目 項	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (▲)	備 考
1 退 職 給 与 金	1 退 職 給 与 金	618	618	0	
		618	618	0	年金1人
2 退 職 共 済 掛 金	1 退 職 共 済 掛 金	6,000	7,150	▲ 1,150	
		6,000	7,150	▲ 1,150	全国商工会議所共済会
3 予 備 費	1 予 備 費	49,387	45,248	4,139	
		49,387	45,248	4,139	
合 計		56,005	53,016	2,989	

平成28年度 建物関係特別会計収支予算書

【収入の部】

(単位：千円)

科	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (▲)	備 考
款	項				
1 繰入金		10,000	10,000	0	
	1 一般会計 繰入金	10,000	10,000	0	
2 雑収入		350	350	0	
	1 預金利息他	350	350	0	
3 繰越金		157,950	136,893	21,057	
	1 繰越金	157,950	136,893	21,057	前年度から繰越
合 計		168,300	147,243	21,057	

【支出の部】

(単位：千円)

科	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (▲)	備 考
款	項				
1 工事費		6,500	5,000	1,500	
	1 工事費	6,500	5,000	1,500	駐車場システム工事等
2 予備費		161,800	142,243	19,557	
	1 予備費	161,800	142,243	19,557	
合 計		168,300	147,243	21,057	

## 平成28年度 別途積立金会計収支予算書

### 【収入の部】

(単位:千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (▲)	備 考
款	項				
1 繰 越 金		76,000	65,000	11,000	
	1 繰 越 金	76,000	65,000	11,000	前年度から繰越
合 計		76,000	65,000	11,000	

### 【支出の部】

(単位:千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 (▲)	備 考
款	項				
1 予 備 費		76,000	65,000	11,000	
	1 予 備 費	76,000	65,000	11,000	
合 計		76,000	65,000	11,000	

## 改正労働契約法に基づく規程改訂の件

改訂の理由：労働契約法第 18 条改正に伴い、平成 25 年 4 月 1 日以降の有期労働契約について、通算して 5 年を超えた場合、希望により無期労働契約に転換できることになったため。

### 【有期契約の活用実態】

1. 主に国県市の補助金事業を前提とした有期雇用が多いこと  
⇒政府、自治体の政策判断により縮小・廃止が決定。
2. その他、状況に応じて繁忙による事業補佐的な有期雇用を前提  
⇒急遽、事業の縮小・廃止の可能性あり。

### 【方針決定の理由】

5 年の契約更新を超えて無期雇用の申し出があっても、事業が廃止・縮小した場合、正規職員数も減少する中、臨時職員の給与の財源を捻出するすべがなく、  
会員数も減少傾向にあり、会員の会費による財源も確保できないため。

【有期契約の方針】雇用契約期間は通算して5 年を超えないものとする

1. 変更の理由：**有期労働契約方針の明確化による労働条件の明示**
2. 変更箇所：**パートタイマー就業規則**

旧 条 文	新 条 文 (案)
<p>(労働条件の明示) 第5条 商工会議所は、パートタイマーの労働契約の締結に際しては、採用時の賃金、就業場所、労働時間、休日、その他の労働条件を明らかにするための雇用契約書及びこの規則を交付して労働条件を明示するものとする。</p>	<p>(労働条件の明示) 第5条 商工会議所は、パートタイマーの労働契約の締結に際しては、採用時の賃金、就業場所、労働時間、休日、その他の労働条件を明らかにするための雇用契約書及びこの規則を交付して労働条件を明示するものとする。 <b><u>また、雇用契約期間は通算して5年を超えないものとする。</u></b></p>
	<p><b>附 則</b> <b>本規則は、平成28年1月1日より実施する。(第5条)</b></p>

## マイナンバー制度に関連する規程等の新設・改訂の件

1. 変更の理由：マイナンバー制度への対応措置
2. 変更箇所：①職員就業規則

改 訂 条 文	
(採用) 第6条 新たに採用された者は、次の書類を採用の日から1週間以内に専務理事に提出しなければならない。	
旧 条 文	新 条 文
(1) 住民票記載事項証明書 (2) 誓約書 (3) 身元保証書 (4) 前各号に掲げる書類のほか、専務理事が必要と認めるもの	(1) 住民票記載事項証明書 (2) 誓約書 (3) 身元保証書 (4) 個人番号カード又は通知カードの写し (扶養家族がある場合は、扶養家族の個人番号カード又は通知カードの写しも提出) (5) 前各号に掲げる書類のほか、専務理事が必要と認めるもの

## 改 訂 条 文

(懲戒の理由) 第57条

職員が次の各号の一に該当するときは、懲戒を行なう。

### 旧 条 文

(1)から(13)省略

### 新 条 文

(1)から(13)省略

(14) 当所が管理する職員等の特定個人情報（個人番号を含む個人情報）を故意に、又は重大な過失により漏えい・流失させたとき

(14)から(17) 条文繰り下げ

### 附 則

本規則は、平成28年1月1日より実施する。（第6条、第57条）

1. 変更の理由: **マイナンバー制度への対応措置**
2. 変更箇所: ②パートタイマー就業規則

改 訂 条 文	
(採用時の提出書類) 第4条 採用されたものは、次の書類を商工会議所の指定する日までに提出しなければならない。	
旧 条 文	新 条 文
①住民票記載事項証明書 ②誓約書 ③秘密保持誓約書 ④その他商工会議所が指定する書類	①住民票記載事項証明書 ②誓約書 ③秘密保持誓約書 ④ <b>個人番号カード`又は通知カード`の写し            (扶養家族がある場合は、扶養家族            の個人番号カード`又は通知カード`の写し            も提出)</b> ⑤その他商工会議所が指定する書類

## 改 訂 条 文

(解雇) 第 2 5 条

次の各号の一に該当するときは解雇する。

### 旧 条 文

### 新 条 文

①から⑥省略

⑦その他各号に準ずる事由があるとき。

①から⑥省略

⑦当所が管理する職員等の特定個人情報  
(個人番号を含む個人情報) を故意に、又  
は重大な過失により漏えい・流失させたとき

⑧その他各号に準ずる事由があるとき。

### 附 則

本規則は、平成 2 8 年 1 月 1 日より実施する。  
(第 4 条、第 2 5 条)

1. 変更の理由: **マイナンバー制度への対応措置**
2. 変更箇所: **③組織・事務規則**

改 訂 条 文	
<p>(文書の廃棄) 第 2 2 条 各課は保管する必要がない文書は、裁断、焼却等の方法により処分しなければならない。</p>	
旧 条 文	新 条 文
	<p><b>2 特定個人情報を含む文書について、それぞれの法定保存期間を超えて保存することとなっている場合は、マイナンバー部分をマスキング等で読み取れないようにしなければならない。</b></p>
	<p><b>附 則 (実施の時期) 第 2 2 条(文書の廃棄)の改訂規定は平成 2 8 年 1 月 1 日から実施する。</b></p>

1. 変更の理由: **マイナンバー制度への対応措置**
2. 変更箇所: **④外部委託管理規程**

改 訂 条 文	
下記の通り	
旧 条 文	新 条 文
<p>(目的) 第1条 この規程は、横須賀商工会議所（以下「商工会議所」という。）が有する個人情報の取扱いを第三者に委託する場合につき、当商工会議所個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的とする基本規程である。</p>	<p>(目的) 第1条 この規程は、横須賀商工会議所（以下「商工会議所」という。）が有する個人情報（<b>特定個人情報を含む。以下、単に「個人情報」という。</b>）の取扱いを第三者に委託する場合につき、当商工会議所<b>特定個人情報を含む</b>個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的とする基本規程である。</p>

1. 変更の理由: **マイナンバー制度への対応措置**
2. 変更箇所: **④外部委託管理規程**

改 訂 条 文	
<p>(個人情報保護管理者の承認) 第3条            個人情報の取扱いを第三者に委託する場合、委託作業責任者は、事前に個人情報保護管理者の承認を得なければならない。</p>	
旧 条 文	新 条 文
<p>2 個人情報保護管理者は、委託先につき調査し、セキュリティ対策状況、受託実績等が適切と認められなければ、前項の承認をしてはならない。</p>	<p>2 <b>特定個人情報を除く個人情報の取扱いを第三者に委託する場合</b>、個人情報保護管理者は、委託先につき調査し、セキュリティ対策状況、受託実績等が適切と認められなければ、前項の承認をしてはならない。</p> <p>3 <b>特定個人情報の取扱いを第三者に委託する場合</b>、個人情報保護管理者は、前項に加えて、委託先における従業者に対する監督・教育及び委託先の経営環境についても調査し、これが適切と認められなければ、第1項の承認をしてはならない。</p>

1. 変更の理由: **マイナンバー制度への対応措置**
2. 変更箇所: ④外部委託管理規程

改 訂 条 文	
<p>(基本契約及び秘密保持契約の締結) 第4条            前条による個人情報保護管理者の承認に基づき、個人情報の取扱いを委託する場合には、事前に、委託契約及び秘密保持契約を締結しなければならない。</p>	
旧 条 文	新 条 文
<p>2 委託先との契約に際しては、次の各号に定める事項を明確かつ具体的に定めなければならない。            (1)から(5)省略</p>	<p>2 <b>特定個人情報を除く個人情報の取扱いに関する</b>委託先との契約に際しては、次の各号に定める事項を明確かつ具体的に定めなければならない。            (1)から(5)省略</p> <p>3 <b>特定個人情報の取扱いに関する</b>委託先との契約に際しては、次の各号に定める事項を明確かつ具体的に定めなければならない。</p>

旧 条 文	新 条 文
	<p>(1) 委託する特定個人情報の内容、範囲、利用目的、委託先における利用態様及び委託処理期間</p> <p>(2) 委託する特定個人情報に関する秘密保持 義務の遵守に関する事項</p> <p>(3) 委託する特定個人情報の安全管理体制に 関する事項</p> <p>(4) 委託先における特定個人情報保護に関する教育・研修に関する事項</p> <p>(5) 委託する特定個人情報の漏えいその他事故が発生した場合における措置及び責任分担に 関する事項</p> <p>(6) 再委託における条件</p> <p>(7) 契約内容の遵守状況について報告を求める規定</p>
	<p>附 則</p> <p>本規程は、平成 2 8 年 1 月 1 日から実施する。 (第 1 条、第 3 条、第 4 条)</p>

1. 規程新設の理由：**マイナンバー制度への対応措置**

2. 新設規程：特定個人情報保護規程

※ 別紙

# 横須賀商工会議所

## 特定個人情報保護規程

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 この規程は、横須賀商工会議所（以下「商工会議所」という。）が有するマイナンバーおよび特定個人情報（以下、単に「特定個人情報」という。）につき、特定個人情報を含む個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的とする基本規程である。

#### (定 義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

##### (1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるとなるものを含む。）

##### (2) 個人番号（マイナンバー）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）第2条第5項が定める住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの

##### (3) 特定個人情報

マイナンバー（マイナンバーに対応し、当該マイナンバーに代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報

##### (4) 個人情報ファイル

個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」で定めるもの

##### (5) 特定個人情報ファイル

マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル

##### (6) 個人番号関係事務

マイナンバー法第9条第3項の規定により個人番号利用事務（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が同条第1項または第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、および管理するために必要な限度でマイナンバーを利用して処理する事務）に関して行われる他人のマイナンバーを必要な限度で利用して行う事務

##### (7) 本人

マイナンバーによって識別され、または識別され得る特定の個人

- (8) 従業者  
商工会議所の組織内でその指揮監督を受け、個人情報または特定個人情報の取扱いに従事する者（職員、役員、派遣職員等を含む）
- (9) 個人情報保護コンプライアンス・プログラム  
商工会議所が保有する個人情報を保護するための方針、諸規程を含む商工会議所内のしくみのすべて
- (10) 個人情報保護管理者  
専務理事より任命され、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの実施および運用に関する責任と権限を有する者
- (11) 監査責任者  
専務理事より任命された者であって、公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施および報告を行う責任と権限を有する者

(適用範囲)

第3条 本規程は、商工会議所の従業者に対して適用する。

- 2 特定個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、特定個人情報の適正な保護を図るものとする。

## 第2章 特定個人情報の取得

(特定個人情報取得の原則)

第4条 特定個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

- 2 特定個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。
- 3 マイナンバー法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人に対し特定個人情報の提供を求め、または他人の特定個人情報を取得若しくは収集しないものとする。

(取得の手続)

第5条 業務において新たに特定個人情報を取得する場合には、あらかじめ、個人情報保護管理者に利用目的および実施方法を届け出、承認を得るものとする。

(本人から直接に特定個人情報を取得する場合の措置)

第6条 本人から直接に特定個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知または公表するものとする。

- (1) 個人情報保護管理者またはその代理人の氏名または職名、所属および連絡先
- (2) 特定個人情報の取得および利用目的
- (3) 特定個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その目的、当該情報の受領者または受領者の組織の種類、属性および特定個人情報の取扱いに関する契約の有無
- (4) 特定個人情報の開示を求める権利、および開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正または削除を要求する権利の存在、並びに当該権利を行使するための具体的な手続き

(本人以外から間接的に特定個人情報を取得する場合の措置)

第7条 本人以外から間接に特定個人情報を取得する場合は、前条第1号ないし第4号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知または公表するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条第3号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知した上、本人の同意を得ている者から取得する場合
- (2) 特定個人情報の取扱いを委託される場合

(本人確認)

第8条 本人またはその代理人からマイナンバーの提供を受けるときは、マイナンバー法第16条の規定に従い、本人確認を行うものとする。

(安全管理措置)

第9条 特定個人情報の取得に際し、第29条(特定個人情報の取扱状況の記録)、第30条(本規程に基づく運用状況の記録)、第32条(従業者の監督・教育)、第33条(委託先の監督)、および第38条(技術的安全管理措置)に定める安全管理措置を講じるものとする。

### 第3章 特定個人情報の利用

(特定個人情報の利用の原則)

第10条 特定個人情報は、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(特定個人情報の目的外の利用)

第11条 前条の規定にかかわらず、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、必要な限度で特定個人情報を利用することができるものとする。

(特定個人情報の取扱いの委託)

第12条 特定個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、「外部委託管理規程」に定める手続きに従う。

(特定個人情報ファイルの作成の原則)

第13条 マイナンバー法第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、またはその提供を受けることができる場合を除き、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

(安全管理措置)

第14条 特定個人情報の利用に関し、第29条(特定個人情報の取扱状況の記録)、第30条(本規程に基づく運用状況の記録)、第32条(従業者の監督・教育)、第33条(委託先の監督)、第34条(特定個人情報を取り扱う区域の管理)、第35条(機器および電子媒体等の盗難等の防止)、第36条(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)、および第38条(技術的安全管理措置)に定める安全管理措置を講じるものとする。

## 第4章 特定個人情報の保存

(特定個人情報の管理の原則)

第15条 特定個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

2 特定個人情報は、第17条に該当する場合に限り、保管することができる。

(安全管理措置)

第16条 特定個人情報の保存に関し、第29条（特定個人情報の取扱状況の記録）、第30条（本規程に基づく運用状況の記録）、第32条（従業員の監督・教育）、第33条（委託先の監督）、第34条（特定個人情報を取り扱う区域の管理）、第35条（機器および電子媒体等の盗難等の防止）、第36条（電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止）、および第38条（技術的安全管理措置）に定める安全管理措置を講じるものとする。

## 第5章 特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供の原則)

第17条 特定個人情報は、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合、その他法令に定める場合を除き、本人または第三者に提供してはならない。

2 特定個人情報を第三者に提供する場合には、第6条第1号ないし第4号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。

3 前項に基づき特定個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(安全管理措置)

第18条 特定個人情報の提供に関し、第29条（特定個人情報の取扱状況の記録）、第30条（本規程に基づく運用状況の記録）、第32条（従業員の監督・教育）、第33条（委託先の監督）、第34条（特定個人情報を取り扱う区域の管理）、第35条（機器および電子媒体等の盗難等の防止）、第36条（電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止）、および第38条（技術的安全管理措置）に定める安全管理措置を講じるものとする。

## 第6章 特定個人情報の削除・廃棄

(削除・廃棄の手続き)

第19条 個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、かつ、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに削除または廃棄するものとする。ただし、そのマイナンバー部分を復元できない程度にマスキングした場合には、その他の個人情報の保管を継続することができるものとする。

2 マイナンバーの削除および廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために復元できない程度に行うものとする。

(特定個人情報を誤って収集した場合の措置)

第 20 条 従業者は、誤って特定個人情報の提供を受けた場合、自らマイナンバーを削除または廃棄してはならず、速やかに所属長、第 24 条に定める事務取扱責任者、または第 22 条に定める個人情報保護管理者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた際、第 37 条に従って、当該マイナンバーをできるだけ速やかに削除または廃棄した上で、その記録を保存するものとする。

(安全管理措置)

第 21 条 特定個人情報の削除・廃棄に関し、第 29 条（特定個人情報の取扱状況の記録）、第 30 条（本規程に基づく運用状況の記録）、第 32 条（従業者の監督・教育）、第 33 条（委託先の監督）、第 34 条（特定個人情報を取り扱う区域の管理）、第 36 条（電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止）、第 37 条（マイナンバーの削除、機器および電子媒体等の廃棄）、および第 38 条（技術的安全管理措置）に定める安全管理措置を講じるものとする。

## 第 7 章 組織および体制

(個人情報保護管理者)

第 22 条 専務理事は、役職員の中から個人情報保護管理者を任命し、商工会議所内における個人情報の管理業務を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、専務理事の指示および本規程に定めるところに基づき、特定個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教育訓練等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底の措置を実践する責任を負うものとする。

3 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定およびその実施のために、補佐を行う者を任命できるものとする。

(教 育)

第 23 条 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画および教育資料に従い、継続かつ定期的に教育・訓練を行うものとする。

(事務取扱担当者・責任者)

第 24 条 別表により、特定個人情報を取り扱う事務の範囲を明確化し、明確化した事務において取り扱う特定個人情報の範囲を明確にした上で、当該事務に従事する従業者（以下「事務取扱担当者」という。）を明確にするものとする。

2 個人情報保護管理者は、前項により定められた各事務における事務取扱責任者を任命するものとする。

3 事務取扱責任者は、次に掲げる業務を所管する。

- (1) 特定個人情報の利用申請の承認および記録等の管理
- (2) 特定個人情報を取り扱う保管媒体の設置場所の指定および変更の管理
- (3) 特定個人情報の管理区分および権限についての設定および変更の管理
- (4) 特定個人情報の取扱状況の把握

- (5) 委託先における特定個人情報の取扱状況等の監督
- (6) 特定個人情報の安全管理に関する教育・研修の実施
- (7) 個人情報保護管理者に対する報告
- (8) その他所管部署における特定個人情報の安全管理に関する事項

#### (監 査)

第 25 条 専務理事は、監査責任者を任命し、商工会議所内における特定個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき適宜監査を行わせるものとする。

- 2 監査責任者は、監査の結果につき、専務理事に対して報告を行うものとする。
- 3 専務理事は、商工会議所内における特定個人情報の管理につき個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、個人情報保護管理者および関係者に対し、改善指示を行うものとする。
- 4 前項に基づき改善指示を受けた者は、速やかに適正な改善措置を講じ、その内容を監査責任者に報告するものとする。
- 5 監査責任者は、前項によりなされた改善措置を評価し、専務理事および個人情報保護管理者に対して報告するものとする。

#### (報告義務および罰則)

第 26 条 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実または違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

- 2 特定個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生またはその兆候を把握した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、前 2 項による報告の内容を調査し、違反の事実、または特定個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生またはその兆候が判明した場合には、遅滞なく、専務理事に報告し、かつ、関係部門に適切な処置を行うよう指示するものとする。
- 4 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反した従業者は、就業規則の定めるところにより懲戒に処するものとする。

#### (苦情および相談)

第 27 条 専務理事は、相談窓口を設置し、特定個人情報および個人情報保護コンプライアンス・プログラムに関して、本人からの苦情および相談を受け付けて対応するものとする。

## 第 8 章 安全管理措置

### 第 1 節 総則

#### (特定個人情報の安全管理)

第 28 条 特定個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の特定個人情報の安全管理のために、第 2 節ないし第 5 節に定める措置を講ずるものとする。

## 第2節 組織的安全管理措置

(特定個人情報の取扱状況の記録)

第29条 下記の事項を記載した「特定個人情報管理台帳」を作成し、以下を記録する。

- (1) 特定個人情報ファイルの種類、名称
- (2) 責任者、取扱部署
- (3) 利用目的
- (4) 削除・廃棄状況
- (5) アクセス権を有する者

なお、「特定個人情報管理台帳」には特定個人情報は記載しない。

(本規程に基づく運用状況の記録)

第30条 本規程に基づく運用状況を確認するため、別途定めるところに従い、以下の項目をシステムログまたは利用実績として記録する。

- (1) 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
- (2) 書類・媒体等の持出しの記録
- (3) 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録
- (4) 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- (5) 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

(情報漏えい等事案への対応)

第31条 情報漏えい等の事案の発生または兆候を把握した場合には、個人情報保護管理者は、速やかに専務理事、事務局長、課長等で構成される「特定個人情報漏えい等事故調査委員会」を招集し、必要に応じて、適切かつ迅速に以下の対応を行う。

- (1) 事実関係の調査および原因の究明
- (2) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- (3) 特定個人情報保護委員会および主務大臣等への報告
- (4) 再発防止策の検討および決定
- (5) 事実関係および再発防止策等の公表

## 第3節 人的安全管理措置

(従業員の監督・教育)

第32条 特定個人情報の安全管理のために、従業員に対する必要かつ適切な監督・教育を行うものとする。

(委託先の監督)

第33条 特定個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、「外部委託管理規程」に定める手続きに従い、必要かつ適切な監督を行うものとする。

#### 第4節 物理的安全管理措置

(特定個人情報を取り扱う区域の管理)

第34条 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域(以下「管理区域」という。)および特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を明確にし、それぞれ以下のとおりの安全管理措置を講ずる。

(1) 管理区域

入退室管理および管理区域へ持ち込む機器等の制限

(2) 取扱区域

壁または間仕切り等の設置、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等に努める。

(機器および電子媒体等の盗難等の防止)

第35条 管理区域および取扱区域における特定個人情報を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、以下の安全管理措置を講ずる。

(1) 特定個人情報を取り扱う電子媒体または書類等は、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

(2) 特定個人情報ファイルを取り扱う機器は、セキュリティワイヤー等により固定する。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第36条 特定個人情報が記録された電子媒体または書類等を管理区域または取扱区域の外に持ち出す場合、以下の措置を講じる。

(1) 持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、または施錠できる搬送容器を使用する。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従う。

(2) 特定個人情報が記載された書類等は、封緘して持ち出す。

(マイナンバーの削除、機器および電子媒体等の廃棄)

第37条 マイナンバーを削除または廃棄する際には、以下に従って、復元できない手段で削除または廃棄する。

(1) 特定個人情報が記載された書類を廃棄する場合、焼却、溶解、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用またはマイナンバー部分を復元できない程度のマスキングを行う。

(2) 特定個人情報が記録された機器または電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアを利用するか、または物理的な破壊を行う。

(3) 特定個人情報ファイル中のマイナンバーまたは一部の特定個人情報を削除する場合、データ復元用の専用ソフトウェア、プログラム、装置等を用いなければ復元できない手段で削除する。

2 マイナンバー若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、または電子媒体等を廃棄した場合には、削除または廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除または廃棄したことについて、証明書等により確認する。

## 第5節 技術的安全管理措置

(技術的安全管理措置)

- 第38条 事務取扱担当者および当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。
- 2 特定個人情報を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証するものとする。
  - 3 情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護するため、以下の措置を講じる。
    - (1) 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。
    - (2) 情報システムおよび機器にセキュリティ対策ソフトウェア等(ウイルス対策ソフトウェア等)を導入する。
    - (3) 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。
    - (4) ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する。
  - 4 特定個人情報をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路の暗号化を行うよう努める。

## 第9章 特定個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

(自己情報に関する権利)

- 第39条 本人から自己の特定個人情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。
- 2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正または削除を行った場合は、可能な範囲内で当該特定個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(自己情報の利用または提供の拒否)

- 第40条 本人から自己の特定個人情報について利用または第三者の提供を拒否された場合は、これに応じなければならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

## 第10章 雑則

(見直し)

- 第41条 専務理事は、監査報告書およびその他の事業環境などに照らして、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に、本規程の改廃を含む個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを、個人情報保護管理者に指示するものとする。

付 則

- この規程は、平成28年1月1日から施行する。

## 1. 三浦半島活性化に向けた地域連携への参画の件

### ・ 三浦半島地域中小企業支援ネットワーク

**目 的:**三浦半島地域における金融機関・自治体・商工会議所・商工会・信用保証協会等の連携により、人口減少、高齢化、事業所数の減少など厳しい経済環境にある中小企業の経営支援促進を目的に設立

**構成機関:**三浦半島地域4市1町の金融機関・自治体・商工会議所・商工会・信用保証協会等、29団体。

**事 務 局:**神奈川県信用保証協会横須賀支所・当所産業・地域活性課

**設立会議:**平成27年12月24日(木)

**予 定:**年2回程度、連絡会議による情報共有、セミナー等を開催予定



## ・ (仮称)三浦半島地域活性化協議会

**目 的:**三浦半島の更なる活性化に向け、「定住人口の増加」「交流人口の増加」をテーマに地域の持続的発展に寄与することを目的とする。

**構成機関:**株式会社神奈川新聞社、かながわ信用金庫、関東学院大学  
京浜急行電鉄株式会社、横浜市立大学  
横須賀商工会議所、三浦商工会議所 (オブザーバー参加:神奈川県)

**事業概要:**構成機関の持つ、知的、物的、人的資源を活用し、現状課題調査、提言等を実施。毎年、成果をシンポジウム等で発表する。

**予 定:**1月26日(火)「三浦半島活性化協議会・企画運営委員会」(準備会)開催  
2016年3月~4月までに組織として発足を予定。  
2021年3月(東京オリンピックの年度)までを事業年度とする。

## “新生・横須賀実践フォーラム”成果報告会開催の件

～横須賀の魅力を市民と再発見し、一緒に魅力ある横須賀を語ろう！～



キーワードは“実践”！走りながら考える

自慢  
出来る横須賀！

夢が  
持てる横須賀！

働き  
甲斐がある横須賀！

## 新生・横須賀実践フォーラム

# 成果報告会 &



# オープンミーティング

日時・場所

平成28年2月17日(水)

15:00～17:30(開場14:30)

会場：横須賀商工会議所 1階 多目的ホール

### 第一部

### 成果報告会

お母さん・外国人・若手経営者・学生など、あらゆる世代や立場の方から“ヨコスカへの想い”を直接聞き、“横須賀の活性化”を目的に実践してきた事業報告会

#### 戦艦陸奥里帰り記念！ 「軍艦ぐるめコンテスト」



メルキュールホテル「戦艦陸奥タルト」

“軍艦の聖地”として、全国的に注目されている中、17店舗が参加し、軍艦をモチーフにした新たな名物を開発し、PRとコンテストを実施。

#### 横須賀ふるさと テレワークーズプロジェクト



主婦や子育て世代の女性を対象に、インターネットを通じて仕事を発注するテレワーク(クラウドソーシング)事業をスタート。講座を通じて働けるお母さんを育成し、在宅勤務(テレワーク)の普及を目指す。

#### よこすかモノづくり情熱人



建設業・製造業で働く若人にスポットを当て、“横須賀で働くこと”を若年世代にPRすることを目的とした情報誌の発行。

### 第二部

### 横須賀の未来を語る“オープンミーティング”

学生・主婦・商店街関係者など約15名の市民が登壇し、“女性”“子ども”“軍港”“国際”などをテーマに、会場とのやり取りを含め、『これからやってみたい横須賀をもっと楽しくするプロジェクト』について、大いに語り合います。

### 市民が誇りを持って住める“よこすか”にするために！

この日、市民の皆様からの提案により、横須賀の未来を楽しくする何かが生まれるはずです。人口流出問題に揺れる本市“よこすか”。ただ手をこまねいて待っているだけでは明るい未来は見えてきません。皆さんと共に魅力ある横須賀を創っていきましょう！



お問い合わせ

横須賀商工会議所 情報企画課 ☎046-823-0421(担当：佐藤、小幡)

## 新生・横須賀実践フォーラムとは

平成26年9月、横須賀商工会議所は、人口流出問題からスタートし、横須賀の魅力の再発見に取り組むプロジェクト『新生・横須賀実践フォーラム』を立ち上げ、『自慢できる横須賀』『夢が持てる横須賀』『働き甲斐がある横須賀』という3つのテーマを掲げ、生活者目線に立った様々な事業を展開しています。

## 「成果報告会&オープンミーティング」タイムスケジュール

### 開会の部 15:00～

#### ◆オープニング(アイスブレイク)

元劇団四季俳優の岡本和子氏(実践フォーラム実行委員)による歌のコンサート

#### ◆主催者挨拶……横須賀商工会議所会頭 平松廣司

#### ◆アドバイザーご紹介……

須田 寛(すだ・ひろし)氏

日本商工会議所観光委員会共同委員長・JR東海相談役

丁野 朗(ちやうの・あきら)氏

公益社団法人日本観光振興協会常務理事・総合調査研究所長

御園 慎一郎(みその・しんいちろう)氏

元 地域再生担当内閣審議官・大阪大学招聘教授

### フォーラム事業活動報告の部 15:20～

#### ◆フォーラム事業の紹介……フォーラム事業 H26度～H27度実績の紹介

#### ◆実行委員会による活動成果報告……「女性」、「子ども」、「軍港」、「国際」をテーマとした実践活動成果報告

休憩・舞台準備 10分

### オープンミーティングの部 16:25～

#### ◆フリップボードディスカッション……「これからやってみたい楽しい手づくりのプロジェクト」

横須賀商店街連合会越川副会長、横須賀市民活動サポートセンター高橋館長、お母さん大学横須賀支部田中支部長、元劇団四季俳優岡本氏、横須賀市在住の外国人、神奈川歯科大学学生、横須賀商工会議所女子プロデュースのメンバーなど、総勢約15名のパネラーが登場し、「これからやってみたい横須賀をもっと楽しくする手づくりのプロジェクト」を提案します。

当日は、会場内の参加者とのやり取りも含め、“横須賀の未来”について大いに語り合しましょう。

### 閉会の部 17:25～

#### ◆閉会後に同会場内で、実行委員事業によるポスターセッションの時間を設けます。

“横須賀の未来”について、楽しいプロジェクトの意見交換をしてみませんか。

## 参加申込書

FAX 046-823-0401 佐藤・小幡行

事業所・勤務先		託児希望	有 ・ 無
所在地			
参加者名①	お名前(フリガナ)	参加者名②	お名前(フリガナ)
T E L		F A X	

※ご記入いただいた個人情報につきましては、個人情報保護に関する基本方針に基づき、本事業の目的以外には使用いたしません



## 小規模企業向け伴走型支援プログラムの件

経営発達支援計画に係る伴走型小規模事業者支援推進事業費補助金  
総事業費 9,047,560円

1月～2月末までに実施する事業

1) **企業の顧客データベース構築支援事業**

- ・3社～5社限定(過去の持続化補助金等の支援企業を対象とする)
- ・電話帳DBとPCを連動した顧客DB構築システム開発と支援プロジェクトの実施
- ・専門家による支援、商圈分析支援

2) **経営状況分析力向上のための経営状況分析ツールの導入**

- ・タブレット、スマートフォンを活用した経営支援ツールの開発と実施
- ・30社のヒアリングによるDB構築

3) **専門家による経営分析支援、事業承継・経営革新等に係る経営課題解決支援**

- ・経営支援、持続化補助金等の支援に係る個別相談の実施
- ・業種団体等を中心とした事業承継に係るヒアリングと支援の実施

4) **専門家・地域金融機関等による事業検討・検証委員会の開催**

- ・経営発達支援事業に係る事業の検証・検討を目的とした委員会の実施  
(参加予定) 専門家、(財)神奈川産業振興センター、地域金融機関等

## 10年カレンダーを使用した事業承継等支援事業の件

**目 的:** 小規模企業・中小企業における事業継続を目的に、後継者が“10年後の自社のあるべき姿”をイメージし、将来における事業・組織・資本を「経営計画」・「事業承継」の観点から“10年カレンダー”により可視化。後継者が今後の自社の事業の在り方を再構築する。

**内 容:** 「10年経営・事業再設計セミナー」全3回(1回3時間)

- ・自社の強み・弱み分析と市場環境分析
- ・自社の現状認識と事業ドメインを探る
- ・「事業10年カレンダー」で事業推進10年計画書を作成
- ・自社の事業推進10年計画書の内容発表

**講 師:** 株式会社タナベ経営マネジメントパートナーズ本部部長代理 西山英男 氏

**参加 予定:** 当所青年部、三浦商工会議所青年部 10名程度

**スケジュール:** 2月中旬～3月末を予定

# 「社会保障と税の一体改革について」

財務省関東財務局 横須賀出張所

所長 小川良樹 氏